

平成１６年度、平成２０年度、平成２１年度、平成２２年度、平成２３年度及び平成２４年度包括外部監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、港区長から通知がありました。

平成２６年４月１１日

第１ 通知の範囲及び概要

- １ 平成１６年度包括外部監査の結果に関する報告等に基づき講じた措置は１件です。
- ２ 平成２０年度包括外部監査の結果に関する報告等に基づき講じた措置は２件です。
- ３ 平成２１年度包括外部監査の結果に関する報告等に基づき講じた措置は２件です。
- ４ 平成２２年度包括外部監査の結果に関する報告等に基づき講じた措置は２件です。
- ５ 平成２３年度包括外部監査の結果に関する報告等に基づき講じた措置は４件です。
- ６ 平成２４年度包括外部監査の結果に関する報告等に基づき講じた措置は９件です。

第２ 内容

[平成１６年度包括外部監査]

１ 「福祉施設の財務管理と運営について」

（１）施設使用料の改定について（福祉会館・港南健康福祉館・敬老館）

ア 指摘等の内容

集会室等の貸室の使用料について平成９年度以降改定されていません。使用料の基本的な考え方は受益者負担が原則といえます。公の施設として区民福祉の増進にも配慮しながら、区の財政負担への影響も加味し定期的に使用料を見直すべきです。

イ 講じた措置の概要

平成２５年１月に「港区公の施設の使用料算出にあたっての基本的な考え方」を策定し、平成２６年４月１日利用分からの使用料を改定しました。

[平成２０年度包括外部監査]

１ 「清掃事業に関する財務管理及び事務の執行等について」

（１）収集運搬車の効率的な班編成について

ア 指摘等の内容

清掃車の最終搬入時刻一覧表から判断すると、過度なゆとり時間が発生しないように、効率的な班編成を検討する必要があります。１日６往復を原則としているようですが、曜

日によっては7往復の可能性の検討、平成20年10月から、すべての車両で2台1組のダブル体制に変更されていますが、シングル体制、ダブル体制の組み合わせの可能性を検討する必要があると判断します。

イ 講じた措置の概要

平成24年度から小型プレス車について、19組中5組をダブル体制からシングル体制に改めました。

(2) クリーンプラン21「ごみ減量・リサイクル啓発プロジェクト」

ア 指摘等の内容

- ・容器リサイクル法では「その他プラスチック」の排出基準を定め、分別基準適合物として排出することを消費者の役割としています。プラ資源に関わらず一層の分別指導が望まれます。

- ・資源の分別状況の理解を深めるため、港区の事業として行っている「ごみ・資源の組成調査」を住民の関心を高める上でも、町会の役員、在勤・在住者、NPO法人、港区議会議員などの参加を求めて公開のもとで行うことを企画・実行されることを提案します。

イ 講じた措置の概要

ごみの分別指導について、排出されたごみが分別されていない場合、収集曜日とは異なる種別のごみが排出されている場合等に、収集職員等が指導を実施しています。

平成25年度のごみ排出実態調査の際、公募区民、環境審議会委員を対象に標本ごみの仕分け作業等を公開しました。今後も公開を継続することとしました。

[平成21年度包括外部監査]

1 「教育委員会が所管する事務事業の執行について」

(1) 財務状況分析を公認会計士に全面的に依存することの今後の課題について

ア 指摘等の内容

指定管理者の選考にあたっての、事業者の財務分析について、財務分析には主観的要素が入るのが不可避であるため、判断指標といったルールまで含めて、全て担当会計士の判断に委ねてしまうのは、その作業の報酬との兼ね合いもありますが、やや負担が大きいと感じられます。

専門家の支援を得たうえで、事務局・選考委員会はそうしたルールをあらかじめ用意し、それに沿って公認会計士が財務分析を行うという段階を踏めば、より透明な選考、より客観的で公正な選考の仕組みに近づくのではないのでしょうか。その際の、ベースとなる財務分析ツールについては、公認会計士その他の専門家を用いて、港区の標準ツールを定めればよいと考えます。銀行が与信管理に用いる格付手法や金融検査マニュアル等を参考にしつつ安定的技法の開発をされることをお勧めします。

イ 講じた措置の概要

平成２６年３月に評価方法を見直し、財務分析の視点を指定管理者制度運用マニュアルの中に記載しました。

(２) 採点基準に関する疑問について

ア 指摘等の内容

指定管理者の選考にあたり、生涯学習施設は順位ポイント制を採用し、図書館は総得点制を採用していました。仮に、生涯学習施設が総得点制を採用していても、図書館が順位ポイント制を採用していても、結果に変わりはありませんでした。

選択した方法によっては結果が逆転し得る手法の採用をこのまま容認するのが妥当なのかどうか、今後の指定管理者選考方法を再考するにあたって、十分検討する必要があるテーマと考えます。

イ 講じた措置の概要

平成２２年１１月から指定管理者選考に総得点制を採用することとしました。

[平成２２年度包括外部監査]

１ 「情報システムに関わる財務事務等の執行および事業の管理について」

(１) リース物件の管理方法の再検討の必要性について

ア 指摘等の内容

現在のリース物件台帳は書き込み順に任意に採番されており、かつ、番号と現物の対応がとれていないため、現物管理には不適當であるといえます。今後は契約管理と物件管理の両方を兼ね備えたリース物件の管理方法を検討する必要があると考えられます。

イ 講じた措置の概要

平成２５年５月から、リース資産台帳を契約番号に基づく台帳に改めました。また、リース物件について、契約関係書類及び現物の写真の提出を義務付けました。

(２) 財団システム運用管理支援業務の委託内容について

ア 指摘等の内容

財団システム運用管理支援業務の委託内容には、通常業務のシステム改善提案やＩＴに関するアドバイス・コンサルテーション支援業務が含まれています。しかし、平成２１年度においては通常業務のシステム改善提案は、障害に対する対応が中心であり、ＩＴに関するアドバイス・コンサルテーション支援業務に関しては具体的に実施されていませんでした。個別仕様書に記載されているように、通常業務のシステム改善提案については、業務効率化及び作業効率化の観点から定期的に提案を受けるべきです。また、ＩＴに関するアドバイス・コンサルテーション支援業務についても、企画書のような形で文書にて報告を受けるべきです。さらに委託内容が履行されていないのであれば、委託料の減額交渉を

も考えるべきだと思います。

イ 講じた措置の概要

財団システム運用管理支援業務は、平成25年10月で業務を終了しました。

[平成23年度包括外部監査]

1 「保健福祉支援部及び子ども家庭支援部を中心とした委託料の財務事務について」

(1) 障害者住宅運営管理における適切な収支決算を求める必要性

ア 指摘等の内容

平成22年度の指定管理者が提出した収支の予算と実績について、執行額は年間の計画額を12ヶ月で割り、端数を3月及び9月で調整しているもので、実際の発生額ではないと考えられます。また毎月一律の消耗品費は現実的ではなく、実施していない住宅募集の募集宣伝費が発生しています。区は指定管理者の作成した執行額の真実性を確かめると同時に、必要に応じて適切な指導を行う必要があります。

イ 講じた措置の概要

平成25年4月から、指定管理者の作成した執行額の真実性を確かめるために、口座入出金記録表と通帳の写しを提出させることとしました。

(2) 障害者相談支援事業業務委託の受付票形式の見直しの必要性

ア 指摘等の内容

委託業者が作成する利用者から相談を受けた場合に作成する相談受付票は、受付後の対応を記載する欄に相談時の対応が記載されており、受付後の対応がわからないものが多く見受けられました。相談時の対応と受付後の対応の記載欄を分けるよう様式を変更し、受付後の対応漏れを防止する等の対策をすることが望まれます。

イ 講じた措置の概要

障害者自立支援法の一部改正に伴い、平成24年4月から障害者相談支援事業の内容が変更になりました。そのため、当該業務委託の内容も変わり、当該相談受付票に相当する様式は廃止になりました。

(3) 障害者ホームヘルパー実務者研修事業委託における、事業の目的に対する効果の検討、在り方の見直しの必要性

ア 指摘等の内容

(有)トマトの実施した研修参加者は14名で、そのうち12名は委託事業者の介護職員であることから、実質的に委託事業者の内部研修であったといえます。本事業は、事業の

あり方、企画内容等の見直しが必要です。また長岡福祉協会が実施した研修についても、事業の目的に照らし、企画内容を工夫する必要があります。

イ 講じた措置の概要

障害者自立支援法の一部改正に伴い、当該業務は平成24年度に廃止しました。

(4) 障害者ホームヘルパー実務者研修事業委託における、委託業者選定理由と事業の目的及び効果の検討

ア 指摘等の内容

委託事業者の選定にあたっては、事業の目的を最も効率的に達成することができる事業者を推薦する必要があります。

イ 講じた措置の概要

障害者自立支援法の一部改正に伴い、当該業務は平成24年度に廃止しました

[平成24年度包括外部監査]

1 「公の施設の管理運営について」

(1) 港にぎわい公園づくり基本方針全体の検証について②

ア 指摘等の内容

基本方針には、5年に1回を目安に公園等利用実態調査を継続して実施し、公園等の利用実態に関する基礎データを蓄積していくことが記載されています。

公園等利用実態調査は、基本方針を策定する前提として平成16年度に実施されていますが、その後実施されておらず、今後の予定も未定となっています。

公園の場合は、日々の利用者数を把握することが難しく、利用料金等を徴収することもないため、利用料収入から利用実績を分析することは不可能です。したがって、施設の利用状況やサービスの満足度を計るためには利用実態調査が有力な方法となります。基本方針全体を見直しのためだけではなく、日常の維持管理に活かすためにも、速やかに公園等利用実態調査を行うことが望まれます。

イ 講じた措置の概要

平成25年度に公園等利用実態調査を実施しました。

(2) 区民センターにおける年度ごとの達成度評価について

ア 指摘等の内容

「コミュニティ活動のための多様な場と機会を提供する」という政策に対し、平成24年度から平成26年度までの成果目標と活動指標を設定しています。この目標と活動指標

に対しては、平成26年度に評価を実施することとされています。しかし、成果目標と活動指標の評価は、期間の終了時に実施するだけでは十分ではありません。毎年度定期的に成果目標及び活動指標の年度達成状況を評価し、その評価結果をもとに、課題の抽出及び課題を解決するための改善策を検討し、実践していくことが望まれます。

イ 講じた措置の概要

毎年度、指定管理者の事業報告書や指定管理者検証シートの提出の際に、利用者アンケートの内容、利用件数、利用者数、稼働率等について、成果目標及び活動指標と照合し、年度達成状況を評価することとしています。また、その評価結果をもとに、次年度の事業計画策定時に改善策を検討しています。

(3) 区民センターにおける指定管理者の募集単位について

ア 指摘等の内容

指定管理者の募集は、個々の区民センターごとには行わず、5つの区民センターについて一括で指定管理者を選定しています。

港区基本計画に掲げている区民協働等の地域コミュニティ活動の拠点を各地区に整備するという方針を踏まえると、区民センターも地域特性を生かした地域コミュニティの活動の場として活性化することが期待されているといえます。したがって、区民センターの管理においても、それぞれの地域の特性を生かした管理方針があっても良いと考えます。以上を踏まえると、次期指定管理者の選定にあたっては、現在と同様に5つの区民センターを一括して公募するか、個々の区民センターごとに公募するか、又は地域特性が類似する地域の区民センターを1つのグループとして募集する選定方法について、十分に検討する必要があると考えます。

イ 講じた措置の概要

総合支所、支援部で構成する検討会で十分に検討し、庁議で審議したうえで、各区民センターが公募することとしました。

(4) いきいきプラザ・福祉会館の災害時における指定管理者との役割分担の明確化について

ア 指摘等の内容

平成23年度に旧福祉会館はいきいきプラザに移行したため、日常的な施設の管理運営は指定管理者が行っています。平成19年に地域防災計画を策定した時点においては、福祉会館は区の直営施設であり、港区の職員が常駐していましたが、現在、施設に常駐しているのは指定管理者の職員です。本来、指定管理者との協定書や仕様書等において、災害時の役割分担等を定め、必要に応じて、指定管理者と共同した防災訓練等を実施する必要がありますが、現状、指定管理者との間において特段の定めはない状況です。

早急に、災害時における指定管理者との役割分担等を明確化し、協定書等を締結する必要があります。

イ 講じた措置の概要

平成25年4月に各地区いきいきプラザ指定管理者と区との間で「災害時における港区立いきいきプラザの防災体制に関する協定」を締結し、災害発生時の対応について必要な事項を定めました。

(5) 無料暫定自転車等置場の管理について

ア 指摘等の内容

今回の監査で訪問した麻布十番暫定自転車等置場では、特段の管理も行わなく、また無料ということもあり、明らかに長期間置いていると思われる自転車がありました。このような状況で他の通常利用に支障が生じるようであれば、一定時間を超えた場合に有料とするなど、何らかの対応が必要と思われます。

イ 講じた措置の概要

平成25年5月から、無料の自転車置場を有料の自転車駐車場に転換しました。

(6) 自転車等駐車場のホームページの更新

ア 指摘等の内容

港区ホームページの「自転車駐車場を利用したいのですが」では、6つの有料自転車駐車場に加えて、港区には9ヶ所の無料自転車置場、2ヶ所の有料駐輪場があるとしています。実際には、平成24年12月現在、10ヶ所の無料自転車置場、15ヶ所の自転車等駐車場があるので、ホームページを更新して区民に周知することが必要です。

また、同様に港区ホームページの無料自転車等置場の説明では、平成24年2月設置の新橋二葉橋暫定自転車置場がありませんので更新が必要です。

イ 講じた措置の概要

平成25年4月にホームページの構成を改め、自転車等駐車場の施設案内ページを作成し、情報を掲載しました。

(7) 放置自転車対策業務の委託について

ア 指摘等の内容

自転車等駐車場への指定管理者制度の導入は効果を上げていると思われますが、放置自転車対策業務を指定管理者に委託することについては疑問が残ります。

放置自転車対策業務を指定管理者と同一の団体に委託することの問題点は、当初から競争性が排除されていることで、契約額が業務内容に見合ったものなのかが不明確となっている点です。同業務は随意契約によって指定管理者と同一の団体に委ねており、平成23年度の契約額は256,822千円となっていますが、入札を実施していれば、この額は引き下げられた可能性があります。

放置自転車対策業務については、指定管理者を公募する際の条件となっていることから、

平成２６年度までの指定管理期間で現在の契約方法を見直すことは難しいかもしれませんが、次期の指定管理期間においては契約方法を見直す必要があります。指定管理者と同一の団体と随意契約とするのではなく、一般競争入札として競争性を確保する必要があります。

イ 講じた措置の概要

平成２６年度の放置自転車対策業務委託は、事業者をプロポーザルで選考し、決定しました。

(８) 自転車等駐車場利用料金の決定手続きについて

ア 指摘等の内容

港区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例第２１条に基づき、区と指定管理者との間に締結されている基本協定書第３１条第２項において、指定管理者が利用料金を定め、又は改定しようとするときは、区長に申請し、その承認を受けなければならないとされています。また基本協定書第３２条においては、指定管理者が事業等の利用料金の申請をするときは、所定の事項を記載した申請書を区長に提出するものと定められています。

しかし、土木施設管理課は、現在の指定管理者の選定に際して、条例上の上限額を利用料金として採用する旨の提案を受けており、当該指定管理者を選定したことをもって区長の承認を得たものと解しています。この理解のもと、現在の指定管理者から利用料金にかかる申請書は提出されておらず、区長の承認行為も明示的に行われていません。

利用料金の決定は、利用料金制を採用する指定管理者制度においては重要な事項ですので、その承認手続は明示的に行われる必要があります。早急に利用料金を定める手続を行う必要があります。

イ 講じた措置の概要

平成２５年度に利用料金を定める手続を行いました。

(９) AEDの取扱いについて

ア 指摘等の内容

品川駅港南口自転車等駐車場にて貸与備品の実査を行ったところ、「管理備品等一覧」に記載の無いAED(自動体外式除細動器)が指定管理者の管理下に保管されていました。AEDはみなと保健所が一括して購入したものであり、自転車等駐車場には平成２１年度から２４年度にかけて各施設１台配備したものです。しかし平成２４年１１月の時点で財務会計システムへの備品登録がされていないので、速やかに備品登録することが必要です。

加えて、AEDのバッテリー交換等に要する部品等については、指定管理者に対する貸与備品として取扱わないこととしています。しかし、日常的な維持管理は指定管理者が行っていますので、バッテリー交換等に要する部品等の費用負担は区が行うとしても、貸与備品に含めることが適当なものといえます。このため、基本協定書等上、費用負担等に関

する所要の特記事項等を追加した上で、貸与備品の範囲に含めることが望ましいものと考えます。

イ 講じた措置の概要

平成24年度に備品登録をしました。また、平成25年度から基本協定に、費用負担等に関する特記事項を加え、AEDを貸与備品の範囲に含めました。